

# 令和 8 年度桑名市社会福祉法人指導監査実施方針

桑名市における社会福祉法人の指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」（最終改正：令和 4 年 3 月 14 日）、「社会福祉連携推進法人監査実施要綱の制定について（令和 4 年 12 月 26 日社援発 1226 第 5 号厚生労働省・援護局長通知）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」

（最終改正：平成 30 年 3 月 30 日）及び「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について（依頼）（平成 29 年 9 月 26 日府子本第 762 号・29 文科初第 868 号・子発 0926 第 1 号・社援発 0926 第 1 号・老発 0926 第 1 号内閣子ども家庭・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭・社会・援護・老健局長連盟通知）」並びに「会計監査及び専門家による支援等について（平成 29 年 4 月 27 日社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社社会・援護局福祉基盤課長通知）（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）」に基づき、次の事項に留意し実施することとする。

なお、実施にあたっては、ICT（情報通信技術）の活用等、新たな方法を導入することにより、効果的かつ効率的な指導監査を行うこととする。

## 1 社会福祉法人の指導監査について

- (1) 社会福祉法人の指導監査は、法人運営における関係法令の遵守状況や会計監査人による監査等の実施、公認会計士等の会計専門家による支援の状況、施設・事業経営における積極的な法人の取組み等を評価することにより、実地監査を 4 年又は 5 年に 1 回にするなどの取り扱いをする一方、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、随時指導監査を実施する。

このことにより、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に指導の重点化を図り、より効果的かつ効率的な監査を実施するものとする。

- (2) 三重県及び事業担当課との情報共有や日程調整等連携を密に行い、より効果的かつ効果的な指導監査を実施するものとする。

## 2 改善が講じられない社会福祉法人に対する指導

社会福祉法人の指導監査等において見受けられた不適切事項については、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況について確認のため再調査を実施する。

また、是正改善が図られない場合は、事業担当各課との指導監査調整会議を活用し、組織的対応を行うとともに、随時指導監査を実施する等により指摘事項の改善ができない理由及びその原因を究明し、改善に向けた指導を行う。

なお、度重なる指導にもかかわらず改善されない場合は、特別監査を実施する等、厳正に対処するとともに、社会福祉法第 56 条（昭和 26 年法律第 45 号）の勧告や公表、業務停止命令等を適用することとする。

## 指導監査の重点項目

### 1 法人運営関係

- (1) 法人の評議員会は、平成 28 年の社会福祉法の改正により、法人の議決機関として必置と

されたことから、招集や運営等が関係法令等に基づき適正に行われているか。

- (2) 同改正により、社会福祉充実計画の策定が必要とされた場合、計画が着実に実施されているか。
- (3) 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。
- (4) 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の評議員及び役員の選任に際し、暴力団員等欠格事由に該当する者が選任されていないか、また、親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。
- (5) 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組を積極的に推進しているか。
- (6) 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法第45条の18に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。
- (7) 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる、客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。
- (8) 社会福祉協議会にあっては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
- (9) 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の定款、業務内容及び財務等に関する情報はじめ役員及び評議員の氏名、役職、役員報酬基準等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネット（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）を活用して公表しているか。
- (10) 苦情を受付ける窓口や第三者委員の配置など、苦情解決体制が整備されているか。また、福祉サービス利用者への周知を図り、苦情に対し適切な解決に努めているか。

## 2 施設整備関係

- (1) 施設整備に係る資金計画が適切であり、また、その資金計画の履行が適切に行われているか。特に、寄附金にかかる資金計画については、その履行が確実にされているか。
- (2) 施設建設工事に係る入札・契約手続については、三重県または桑名市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われているか。また、一括下請負契約をしていないか。
- (3) 建設請負業者等から、共同募金会の指定寄附ではない方法により多額の寄附を受けていないか。

## 3 会計経理関係

- (1) 会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制組織が確立されているとともに、会計諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われているか。  
また、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制が整備されているか。
- (2) 計算書類及び財産目録に計上している預貯金等の資産が実在しているか。当該検証は原本（通帳、証書等）により確認する。
- (3) 運営費の管理については、銀行等への預貯金等安全確実な方法によっているか。また、資産の運用は、資産運用規定等に基づき適切に行われているか。
- (4) 法人理事長等が社会福祉法人以外の事業を経営している場合、資金が混同されていないか。
- (5) 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。  
特に、契約手続については、合理的な理由がないままに競争入札を行わず、随意契約を結ぶなど、不適切な処理が行われていないか。
- (6) 利用者負担金等の現金の取扱いにあたっては、施設長または会計責任者が日々の現金と出納帳との照合を行うなど、現金管理体制が確立されているか。
- (7) 職員の処遇改善に取り組むとともに、給与や各種手当等の支給が適切に行われているか。

また、施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額なものとなっており、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題はないか。役員関係者への特別な利益を供与していないか。

- (8) 施設利用者からの預り金（小口現金、児童手当等含む）の適切な管理及び処理を徹底しているか。

また、各利用者の出納簿に記載している残高が実在しているか。当該検証は原本（通帳等）により確認する。

#### 4 その他

法人印、代表者印、銀行印及び通帳・証書の管理が厳正に行われているか。